管外旅費の支給事務の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 環境農林水産部  　環境管理室 | 大阪府財務規則第47条によれば、概算払を受けた者は、旅費の確定後30日以内に精算を行う必要があるとされているが、精算が遅延しているものが２件あった。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 出張先 | 出張期間 | 旅費支給額 | 精算日 | | 東京都内 | 平成28年４月21日 | 29,280円 | 平成28年６月23日 | | 東京都内 | 平成28年４月15日 | 29,240円 | 平成28年６月22日 | | 検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。   |  | | --- | | 【地方自治法施行令】  （概算払）  第162条　次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。  一 旅費  【大阪府財務規則】  （概算払の精算）  第47条　支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。 | | 室内幹部会議で監査結果の報告を行い、旅費の精算事務について、遅延することのないよう注意喚起した。  また、旅費担当者は、管外出張する職員に対し、速やかに精算報告を行うよう指導するとともに、精算漏れがないかを随時、確認を行い、未精算となっている場合は個別に提出を促すなど、適正な処理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：平成－年－月－日、事務局：平成29年６月７日から同年７月３日まで）